

令和 7 年度

指宿市看護小規模多機能型居宅介護事業所
整備事業者公募要領

令和 7 年 2 月

指宿市健康福祉部国保介護課

1 募集の趣旨

指宿市では、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所の計画的な整備を進めており、サービスの質と適正な運営を確保するため、整備を行う事業者を公募により公平・公正に選定することとしています。

この募集は、新たに看護小規模多機能型居宅介護を整備・運営を行う指定候補事業者を募集するものです。

2 募集の概要

(1) サービス種別、規模等

施設の種別	募集区域	施設数	登録定員
看護小規模多機能型居宅介護	指宿市全域	1施設	29人以下

(注)計画予定地については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第175条第4項及び「指宿市立地適正化計画」に留意して設定してください。

(2) 整備完了時期

令和7年度末までに施設の整備を完了すること。

また、整備後、速やかにサービスの提供を図ること。

(3) 事業補助

整備に当たっては、県補助金の活用を考えていますが、現時点で交付の確約はできません。よって、補助金に頼らない事業計画を立ててください。

(4) その他

ア 募集要件を満たさない場合は応募できません。

イ 指定候補事業者となっても指定を確定するものではありません。開設前に指定申請を行い、審査を通過し、指定され、初めて開設することができます。

3 募集要件

募集に当たっては、次の要件を全て満たす必要があります。

なお、各要件を全て満たせない場合は、応募を無効とし、この場合に本市は損害賠償の責めを負わないものとします。

(1) 介護保険関係法令等の基準のほか、整備予定地（建物）が関係法令等の基準を満たすこと。

(2) 法人であること。

(3) 代表者は、特別養護老人ホーム、グループホーム等で認知症のある者の介

護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であること。

(4) 選定後は、速やかに施設整備に向けた準備をすること。（補助金等を活用する場合は可否決定後に工事等に着手すること。）

(5) 整備予定地については、事業の継続性を確保するため、原則として自己所有又は取得の見込みが確実であること（賃借して事業運営することも可とするが、その場合は長期的・安定的に利用できる環境が整っていること。）。

また、農地法（昭和27年法律第229号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等に基づく規制について確認が取れていること。

(6) 事業者の選定後、事業計画等については、整備予定地の自治会及び近隣住民等関係者に対して十分な説明を行うこと。

(7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないこと。

(8) 市税、国税等を滞納していないこと。

(9) 法人の代表者若しくは役員又は管理予定者が、指宿市暴力団排除条例（平成24年指宿市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

4 選考方法

(1) 指定候補事業者の選考は、市民、関係機関の代表者等で構成する指宿市地域密着型サービス運営委員会に諮り、委員会の意見を踏まえた上で、市が選定します。

(2) 選考は、指宿市地域密着型サービス提供事業者の選考に関する取扱要領に基づき、別紙の評価基準により点数評価を行います。

(3) 選考の段階で、必要に応じ、応募者に対してヒアリング又は応募者によるプレゼンテーションを実施する場合があります。

(4) 選考の結果は、応募者全員に文書で通知します。

ただし、評価の内容については一切お答えできません。

なお、全ての応募者が一定の評価基準を満たさない場合は、指定候補事業者を選定しない（該当なしとする）こともあります。

5 公募等の主なスケジュール（予定）

種 別	内 容	期 日	備 考
公 募	地域密着型サービス 運営委員会	令和6年11月28日	公募要領の決定
	公募要領の公表	令和7年2月～3月	ホームページ，広報紙等による周知
	事前説明会	令和7年3月21日(金) 14:00～	公募参加予定者への事前説明
	募集期間	令和7年3月28日(金) ～4月25日(金)	公募受付期間は約1か月
選 定	事業計画受付	令和7年6月中旬まで	書類審査及び現地調査（必要に応じて実施）
	地域密着型サービス 運営委員会	令和7年6月中旬	評価基準に基づく一次審査 委員の意見聴取等
	意見聴取等の集約	令和7年6月下旬	必要に応じて応募者へヒアリング を実施
	地域密着型サービス 運営委員会	令和7年7月中旬	意見聴取事項の報告 指定候補事業者の選考 ※必要に応じて応募者によるプレ ゼンテーションを実施
	選考結果報告	令和7年7月中旬	地域密着型サービス運営委員会か ら市へ報告
	指定候補事業者の決 定	令和7年7月下旬	選考結果の通知
整 備	施設の整備	令和8年3月末まで	原則，令和7年度内に整備完了
事業 開始	事業所の開設	令和8年4月	令和8年4月1日以降，速やかに 事業を開始

※上記日程は予定です。変更になる場合があります。

※指定候補事業者決定後のスケジュール等は，指定候補事業者と改めて協議します。

6 募集期間等

(1) 募集期間（応募書類提出期間）

令和7年3月28日（金）から4月25日（金）まで（閉庁日を除く。）

(2) 提出書類 各1部（ただし、開設計画書に限り2部提出。）

※提出書類の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

種別	提出書類	留意事項	様式
申請	公募申込書		所 定
	関係書類一覧		
事業に関する書類	開設計画書	2部提出	所 定
	平面図（位置図）		任 意
	事業所の平面図，立面図及び建物配置図		任 意
	現場写真	整備予定地を各方位から撮影したもの	
	整備予定地に係る土地登記簿謄本 ※整備予定地を買収又は賃貸する場合は，その根拠が分かる書類（確約書等）	自己所有の場合のみ ※既存建物を使用する場合には，建物登記簿謄本も必要	原 本
	工事工程表 ※工事種別，入札，職員確保，研修，配置，指定予定年月日等を記載したもの		任 意
	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表		様式1
	組織体制図	任意の様式も可	様式2
	管理者・計画作成担当者（予定者）経歴書	修了証の写し添付	様式3
	施設の部屋別施設一覧表		様式4
	事業収支計画		様式5
	資金計画書		様式6
	誓約書 ※介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書		様式7
法人に関する書類	定款		原 本
	法人登記簿謄本	3か月以内のもの	任 意
	役員名簿	役員・評議員名簿一覧	原 本
	既存事業の運営実績が分かるもの	パンフレット等	
	法人の納税証明書	直近1か年	原 本
	直近の決算報告書	貸借対照表・損益計算書等	任 意

(3) 提出先

指宿市役所 健康福祉部国保介護課介護保険係

TEL 0993-22-2111 (内線2253)

(4) 留意事項

- ア 提出日及び時間を事前に連絡し、内容について説明できる方が持参してください（郵送不可）。
- イ 提出書類に不備があった場合は、受理しません。修正等を施し、募集期間内に再提出してください。
- ウ 提出された書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。
- エ 提出書類受理後に追加書類の提出を求める場合があります。

7 審 査

- (1) 看護小規模多機能型居宅介護は、小規模多機能型居宅介護サービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供できる医療ニーズの高い要介護者に対応可能なサービスで、一つの事業所において様々なサービスが低料金で受けられ、利用者にとっては利便性の高いサービスです。

地域のニーズに見合った基本方針や理念が立てられているか、運営の考え方は、具体性があり、持続可能な事業経営が見込まれるかを審査します。

- (2) 事業計画は、介護保険事業者として適切な運営をすることを見据えて立案する必要があります。

特に整備に関しては、事業計画を提出する段階で、介護保険事業者指定基準や建築基準法関係法規以外にも、高齢者の安全の確保や職員の適切なサービスの提供に配慮された設計であるかを審査します。

- (3) 宿泊費等については、事業計画段階における審査においても審査対象項目としています。収入の少ない方も利用できるような宿泊費や食費等のサービス料金設定に配慮してください。

8 その他

- (1) 応募に関する一切の経費は、選定結果にかかわらず、全て応募者の負担とし、市はその責を負いません。
- (2) 書類提出後に虚偽の記載が発覚した場合又は選考の段階で不正な行為を行ったことが判明した場合は、その時点で失格とします。
- (3) 質問は、電話ではお受けできませんので、所定の質問書を提出してください（ファックス又はメールによる提出可）。

【問合せ先】

〒891-0497 指宿市十町2424番地

指宿市役所健康福祉部国保介護課介護保険係

担当 豊田

TEL 0993-22-2111（内線2253）

FAX 0993-24-4342

E-mail kokukai@city.ibusuki.jp